

## 吹田市における第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吹田市介護保険法施行細則(以下「施行細則」という)第3条に掲げる事業に要する費用の額について、必要な事項を定める。

(費用の額の算定基準)

第2条 施行細則のうち、市長が定める基準については別表の規定とする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

別表

- 1 施行細則別表の備考第1項第4号アに掲げる市長が定める利用定員の数の基準とは、吹田市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基

準を定める要領(以下、「要領」という。)第63条の規定に基づき市長に提出した運営規定に定められている利用定員をいう。

- 2 施行細則別表の備考第1項第4号イに掲げる市長が定める指定通所事業所に配置すべき介護職員の員数の基準とは、要領第59条に定める介護職員等の数をいう。
- 3 施行細則別表の備考第2項第1号に掲げるサービス体制強化加算に係る市長が定める介護福祉士の割合等の基準とは、厚生労働大臣の定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)(以下、「基準告示」という。)第135号に準じた基準をいう。
- 4 施行細則別表の備考第3項第1号に掲げる介護職員処遇改善加算に係る市長が定める介護職員の賃金等の基準とは基準告示第136号に準じた基準をいう。
- 5 施行細則別表の備考第4項第1号に掲げる介護職員等特定処遇改善加算に係る市長が定める経験及び技能を有する介護職員の賃金等の基準とは、基準告示第137号に準じた基準をいう。
- 6 施行細則別表の備考第5項に掲げる介護職員等ベースアップ等支援加算に係る市長が定める介護職員等の賃金の改善の基準とは、基準告示第138号に準じた基準をいう。